

8 富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画の実効性向上に向けた取り組み

8.1 関係機関との連携や情報共有の強化

火山噴火現象は、発生する現象が広域に影響することから、本計画の実効性を向上させるためには、平常時から市町村をはじめ関係機関との連携を強化するとともに、緊急時の火山専門家との連携、情報の収集や提供、集約や共有を効率的に行う体制作りが重要となる。

(1) 富士山噴火に関連した会議

富士山の噴火時に備えた関係機関の防災対策の連携強化を目的に、平成17年4月に「環富士山火山防災連絡会」が、平成24年6月には「富士山火山防災対策協議会」が発足し、平成28年3月に改正活火山法に基づき法定協議会に改組した(図8.1-1)。

富士山火山防災対策協議会は県、市町村と関係機関により構成され、噴火時の避難範囲の設定や広域避難等火山防災対策を共同で実施するためのもので、これらの会議を通じ、平常時から関係機関と情報共有等を密に行い、緊急時に備えた「顔の見える関係」作りが重要となる。



富士山火山防災対策協議会(平成24年6月発足)



○三県コアグループ

山梨県(防災危機管理課、富士山保全推進課、砂防課)、山梨県8市町村(富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、山中湖村、忍野村、鳴沢村、身延町、都留市)、静岡県(危機政策課、危機情報課、危機対策課、富士山世界遺産課、砂防課)、静岡県8市町(沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町)、東部危機管理局、静岡県地方気象台、神奈川県(災害対策課、砂防海岸課)、県西地域県政総合センター、横浜地方気象台

気象庁地震火山部火山課、東京管区気象台、富士砂防事務所、火山専門家、内閣府、環境省関東地方環境事務所箱根自然環境事務所

○その他

山梨県(観光振興課、観光資源課、道路管理課)、山梨県教育委員会(総務課、学術文化財課)、山梨県富士・東部建設事務所吉田支所、山梨県警察本部警備部警備二課、富士五湖消防本部、関東地方整備局、甲府河川国道事務所、陸上自衛隊第1師団第1特科隊、国土地理院関東地方測量部、中日本高速道路(株)八王子支社、富士急行(株)

静岡県(消防保安課、道路保全課、土木防災課、自然保護課、観光政策課)、静岡県熱海土木事務所、静岡県沼津土木事務所、静岡県富士土木事務所、静岡県教育委員会事務局(教育総務課、文化財保護課)、静岡県警察本部警備部災害対策課、中部地方整備局、静岡県国道事務所、沼津河川国道事務所、陸上自衛隊第1師団第34普通科連隊、国土地理院中部地方測量部、中日本高速道路(株)東京支社

神奈川県(道路管理課、神奈川県西土木事務所、神奈川県警察本部警備部危機管理対策課、陸上自衛隊東部方面混成団第31普通科連隊、関東管区警察局広域調整部

平成20年3月時点

図 8.1-1 富士山における関係機関の連携

(2) 情報共有の強化

富士山噴火時に情報共有を効果的に行うためには、各機関が何を目的として、どのような情報を収集するかを整理することが必要である。また、緊急時の調査の役割分担や、調査結果の集約・共有方法等について、前述した連絡会や協議会を通じて、予め調整しておく必要がある。

8.2 富士山噴火を想定した防災訓練の実施

火山噴火への対応は、多数の防災機関が関連して対応行動をとることになることから、平常時から関係機関参加による、噴火を想定した防災訓練を実施することが重要である。防災訓練では、現状の防災計画の課題を抽出するとともに、防災担当者の対応能力の向上を目的とする。富士山の噴火を想定した効果的な訓練を、関係機関と繰り返すことが、噴火時における効果的な活動への基礎となる。

(1) 防災訓練の種類

防災訓練は、状況の予測や判断、活動方針の決定、関係機関との連携等の意思決定能力向上をねらった意思決定訓練と、実際の防災対応や防災資機材・機器の取り扱いや活動手順の習熟をねらった実動訓練がある（表 8.2-1）。

表 8.2-1 訓練形式の分類

ねらい・目的	分類	訓練手法	実施内容
状況の予測や判断、活動方針の決定等の意思決定能力向上	意思決定訓練	ロールプレイング型訓練	● 特定条件下の詳細な状況付与シナリオに基づく意思決定訓練
		図上訓練(DIG等)	● 地図を用いて地域で大きな災害が発生する事態を想定し、危険が予測される地帯または事態を書き込み ● 同時に、地域住民や関係機関においてどのような対策や連携が必要かを検討
実際の動きの模擬を通じた、防災資機材・機器の取り扱いや活動手順の習熟	実動訓練	連絡体制訓練	● 災害時の状況に応じて、関係機関で、誰に、どのような手段で、どのような内容を連絡するのかを、実技を通じて確認する訓練
		避難訓練	● 災害時における避難経路、避難場所を実際の避難行動を通じて確認する訓練
		参集訓練	● 勤務時間外での災害時において、職場までの参集経路や注意事項を実際の行動を通じて確認する訓練
		防災用資機材利用訓練	● 災害対策用車両の利用手順の確認や大型土のう積み等、災害時に行う応急対策の実技訓練

(2) 富士山噴火に対する関係機関との訓練状況

意志決定訓練の事例として、環富士山火山防災連絡会と共同で、平成 22 年度から 1 年に 1 回図上訓練を実施している（図 8. 2-1）。また、実働訓練の事例として、平成 26 年 10 月には富士山火山三県合同防災訓練が実施され、地域住民の避難訓練、火山噴火を想定した仮設導流堤の設置等の訓練を実施した（図 8. 2-2）。また、平成 28 年 7 月には地元建設会社を対象とした無人化施工機械の操作講習会を実施した。



図 8. 2-1 緊急減災対策演習 (H28. 1)



図 8. 2-2 富士山火山三県合同防災訓練 (H26. 10)

8. 3 富士山噴火に対する防災教育と広報

関係機関との連携と情報共有の強化を目的とした防災訓練を有効に機能させるためには、子供を含む地域住民、市町村や関係機関の理解と協力が欠かせない。防災教育や広報活動等を通して、富士山に対する知識や理解を広めることが重要である。

(1) 児童、生徒への防災教育

地域の学校に通学する小～高校生には、出前授業やイベント等において富士山噴火について防災教育を実施し、次世代に向けた地域防災力の向上を図る（図 8. 3-1、図 8. 3-2）。



図 8. 3-1 防災教育としての出前講座



図 8. 3-2 溶岩流 3 次元マップを使った防災教育

(2) 地域住民への防災教育

富士山火山三県合同防災訓練等、富士山噴火を想定した避難訓練や防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、現地見学会、座談会等の活動において、地域住民に対して広く参加を呼びかけ、富士山噴火に関する知識の普及、防災意識の向上による地域防災力の向上を図る(図 8.3-3、図 8.3-4)。



図 8.3-3 現地見学会による防災教育



図 8.3-4 防災教育としての地域イベントへの参加

(3) 防災知識の普及・啓発のための広報誌やパンフレットの作成

既存の広報誌等に防災関係記事を掲載し、また、富士山噴火と防災対策に関するパンフレット等を作成し、広く地域住民に公表・配布することにより、平常時から継続的に災害・防災に関する知識の普及、防災意識の向上を図る(図 8.3-5、図 8.3-6)。



図 8.3-5 富士砂防広報誌「ふじあざみ」

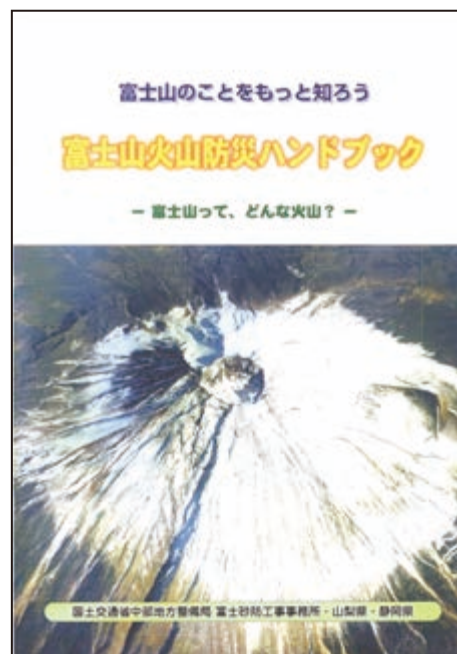


図 8.3-6 富士山火山防災ハンドブック

(4) メディアを活用した防災知識の普及・向上

インターネット等の媒体を用いた防災広報等を積極的に実施し(図 8.3-7)、富士山噴火に対する知識や防災意識の向上を図る。

- ・ インターネット等の媒体を用いた防災広報
- ・ 防災に関するビデオ・フィルムの貸出 等



図 8.3-7 富士砂防事務所のHPのうち富士山噴火に関するコンテンツ

(5) 防災関係機関の職員教育に対する支援

富士山の火山対策に関係する機関が実施する職員教育に際して、土砂災害対策に関連する資料の提供や、防災教育を行う講師を派遣する。

(6) 防災教育と広報に関する今後の課題

富士山には年間約 30 万人（環境省の調査結果による）の登山客が訪れる。特に、富士山が世界遺産に登録された平成 25 年以降は、周辺の観光地には外国人を含め数多くの観光客が訪れている。

このような不特定多数の登山客・観光客への防災教育と広報のあり方について検討が必要である。